

令和7年度 第2回近江八幡市公共下水道事業審議会 会議記録（別紙）

開催日時 令和7年11月13日(木) 9:30～12:00
開催場所 近江八幡市水道事業所 3階A B会議室
出席者 ◎西谷会長、○谷上副会長、山下委員、北川委員、
井上委員、中田委員、田中委員、松若委員
欠席者 小椋委員
事務局 【水道事業所】中西所長
【上下水道施設課】苗村課長、(下水道G)村田課長補佐
【上下水道総務課】大野課長、(料金・総務G)井狩課長補佐、藤主事
(経営G)友岡課長補佐、日岡主査、福島主査、
木村主査、中村主事

< 内容 >

会長	1. 開会 水道事業所長挨拶 2. 会長挨拶 今回は料金改定及び滋賀県流域下水道の赤字精算という話が出てくる。日本全国で料金改定が進んでおり、下水道の事故を起こさないためにも、老朽管の耐震化を進めていこうという動きである。 料金改定に関して議論する際は、市民の意見が大切になるので、本日も忌憚のない意見がいただければと思う。 3. 議事 議事について事務局より説明をいただきたい。
事務局	下水道事業経営戦略の改定について 「経営の基本方針と取組施策 中長期の投資・財政試算について」 【資料1】に基づき説明。
会長	経営戦略中の料金改定率を定めた上でパブリックコメントを実施することになる。本日は市民の目に触れる前段階の議論の場となる。
委員	言葉の意味についての説明だが、「成行」とはどのような意味か。

事務局	今後、改定をせず、今の状況を基に推計するとこのようになるという試算のことを指す。
会長	あまり市民が理解しにくい言葉かとは思う。 資料17, 18ページについて、グラフの配色が異なっており、比較がしにくい。何か理由があるか。
事務局	特に理由はない。修正する。
委員	パブリックコメントを実施しても、あまり意見が出ないものかと思う。例えば漫画をつけるなど、市民が見やすい、理解しやすいような工夫があればと考える。
事務局	A3で配布している資料（経営戦略概要版）を基に、広報させていただきたいと思っている。
会長	小さい字で細かく書くよりは、大きい字で分かりやすく書き、細かいところは責任をもって説明しますというスタンスが良いかと思う。今回は料金改定にも影響する内容なので、多少、市民の反応はあるかもしれない。
副会長	令和11年度に使用料の改定を予定しているとのことだが、その後もいすれば再度改定することになるかと思う。そのあたりについては何かお考えか。
事務局	料金改定の見直しについては、経営戦略の見直しと同時に3～5年のスパンで行うことになる。経営戦略を見直すにあたり、収支の状況を考慮し、料金改定についても検討する必要がある。
会長	資料3ページの使用料単価150円と流動比率20%について、これらの意味について質問された場合、どのように答えるか。
事務局	使用料単価については、国土交通省から下水道の経費をある程度賄える一定の水準として150円/m ³ が定められている。流動比率については、流動資産と流動負債の比率であり、100%を超えていれば、現状の

	<p>現金預金で1年に支払う借金が貯まる状態となる。本市においては20%程度であり、足りない分の多くは一般会計繰入金で貯っている。</p>
会長	<p>仮に料金改定率が15%になれば、使用料単価150円/m³は超えるのか、流動比率はどの程度改善するのか、このような点を市民は気になると思うので、把握しておいていただきたい。</p>
会長	<p>資料6ページの基本方針に「水洗化の促進」を挙げているが、コミュニティプラントからの公共下水道への接続を重要視しているのだと思う。接続がまだの地域については使用料収入の見通しに含めているか。</p>
事務局	<p>同意が得られている箇所については、含めている。</p>
会長	<p>この点の状況を記載した上で、料金値上げへの影響の大小について、どのように考えているのか説明できるようにしておくべきである。</p>
会長	<p>資料7ページの管路点検・調査延長について、実績8.3kmから目標26kmと約3倍となっているが、これは可能なのか。</p>
事務局	<p>従来のテレビカメラ調査からドローンの調査へと変わってきており、かかる費用も1/5程度で済むため、調査延長の距離を伸ばしていく。重要管路として約78kmを設定しており、3年スパンで調査を行いたい。</p>
会長	<p>資料17ページの「3条」「4条」「基準内」「基準外」について説明願いたい。</p>
事務局	<p>3条は維持管理に係る通常の収入・支出のこと、4条は改築、更新工事など施設の整備に係る収入・支出のことを指す。 基準内については、総務省が定める繰出金の基準に沿った繰入金であり公費投入が認められるもの、基準外は本来、下水道使用料で貯るべきだが公費で貯っているものである。</p>
会長	<p>料金改定をした場合、基準外繰入金は将来的になくなるのか。</p>

	<p>本市は繰入金の計算を交付税措置の額で算定しているため、使用料収入が改善しても、基準外繰入金は発生する。</p> <p>繰入金の算定については、令和14年度までは一般会計と交付税措置による算定方法で合意しているが、令和15年度以降は現時点では未定である。試算においては、令和15年度以降も交付税措置による算定方法を前提としている。</p>
会長	<p>近江八幡市の現状として、使用料で経費を賄えていない状況であり、使用料改定をしないと将来の展望がない状況である。さらに、滋賀県流域下水道の維持管理負担金は今後5年間で約45%値上げが予想され、令和8年度においても清算金による費用負担が発生する。</p> <p>経営戦略の計画期間である令和17年度までを見通すと、15%の下水道使用料の改定が必要となってくる。将来の物価変動に備えた資産維持費を考慮すると、29%の改定が必要となる。</p> <p>一般家庭の負担としてはどの程度増えるのか。</p>
事務局	1か月あたり15%で約400円値上げ、29%で約800円値上げとなる。
委員	他市町も値上げを考えているのか。
事務局	県内市町の状況もあり、まだ公表していないところもあるが、8市4町程度は現在値上げの検討をしていると聞いている。
会長	近江八幡市としては、料金改定率について、どのようにお考えか。
事務局	下水道の健全な経営には29%の改定が必要だと考えている。ただ、市民負担も考慮して、最低15%以上は改定したいと思っている。
会長	料金体系については変更するつもりか。
事務局	料金体系については見直す可能性はあるが、経営戦略上では触れず、今後の検討事項とする。
会長	この委員会としては、値上げをせざるを得ないということ、最低でも15%以上は値上げをしないといけないということは承認し、それ以

	上の改定率については、パブリックコメントを見た上で市民の意見を参考にまとめるということでよろしいか。
委員	委員一同、了承
会長	水道と下水道で改定年度を1年ずらす点についてはどうか。
事務局	料金体系も異なるので、分けた方が良いと考える。
会長	事務負担や激変緩和ということも含めて、水道と下水道で時期を分けるということで皆さんよろしいか。
委員	委員一同、了承
委員	仮に料金改定をするとなった場合、議会に上がるのは前年度か。
事務局	条例改正も必要になる案件で、前年度を予定している。
副会長	6. 閉会 料金改定の幅を考える上で、市民目線としては、15%よりも先に29%を提示される方が、納得がしやすいかもしない。本審議会の任期は満了となるが、全員が再任となるので、今後もよろしくお願いたします。